

3. 警戒区域等における被災ペット救護活動

(1) 福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域

①避難指示区域等の設定により取り残された被災ペットの状況

福島県では、地震や津波による被害だけでなく、東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「第一原発」という。)の事故が起こりました。発災以降、短時間で半径 3km 圏内、10km 圏内、20km 圏内と避難指示区域が拡大する中、住民は十分な準備ができないまま、一次避難、二次避難と避難先の変更を強いられ、ペットを放置せざるを得ない状況になりました。当該区域内に取り残された動物の状態は、屋内への留置、屋外への係留、発災時の逸走等による放浪状態など様々でした。

当該区域については、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から 避難指示が出された地域であったため、住民のみならず、行政担当者についても一律に立入 りが禁止され、動物救護目的の立入りも認められませんでした。さらに平成23年4月22日 には警戒区域が設定され、第一原発の半径20km圏内への立入りが厳しく禁止されました。

②警戒区域内における被災ペットの保護活動

(一時立入りに連動した動物救護の検討)

避難後の時間が経過するとともに、警戒区域内に残された動物の衰弱や死亡が心配され、 残された動物の救出要望が環境省や福島県だけでなく、あらゆる関係機関に寄せられ、連日 メディアで報道されました。

福島県と環境省では動物の救護目的の立入りについて関係機関と協議を重ねた結果、平成23年4月下旬に、立入り者の安全の確保や連れ出した動物のスクリーニング、除染の処置など、動物救護体制等について検討した上で、住民の一時立入りに合わせた動物の保護のための立入りが限定的に認められました。

なお、住民の一時立入りが始まる直前に、警戒区域内の現状把握を目的とした立入りが認められ、福島県は平成23年4月28日~5月2日に警戒区域内で現状把握を行うとともに大27頭、猫2頭を保護しました(28日は環境省も同行)。

警戒区域への立入り者には防護服、マスク、手袋、長靴の着用が義務付けられていたため、 大や猫を保護しようとしても、見慣れない姿に警戒して近づこうとしないものが多くいました。このため、できる限り警戒心を持たせないような保護手法を検討する必要がありました。 実際の保護活動に当たっては中継基地で、ペットを繋留するための首輪やリード、キャリーバック、ペットフードを住民に配布しました。これは、防護服を着用していても、飼い主に対してはペットが警戒心を持たないのではないかという期待をしたものです。

(一時立入りに連動した保護活動のための体制の充実)

5 月から始まる予定の住民の一時立入りに連動した保護活動体制を整備するため、環境省は原子力災害現地対策本部(以下「オフサイトセンター」という。)に職員を派遣し、体制の強化を図りました。

保護活動の開始にあたり、まず、保護依頼数やペットの種類等を把握するため、オフサイトセンターに対しては、一時立入り住民の窓口となるコールセンターの聴き取り項目にペットの飼養状況を追加すること、警戒区域内の市町村に対しては、一時立入りに合わせたペットの保護活動の実施方法について、住民への周知を依頼しました。

また、一時立入りの手順等を踏まえ、環境省と福島県がペットの救出方法や必要な人員の確保を検討した結果、住民用のバスにはペットを乗せるスペースがなく、かつ一日数十台の運行が想定されるバスそれぞれにペット救護用車両を同行させることが体制上不可能であると判断し、帰宅した住民が自ら係留したペットを保護収容する体制をとることとしました。具体的には、一時立入りの集合場所である中継基地(警戒区域の境界付近に4箇所設置)で、住民一人一人にペットの飼養状況を聴き取り、保護依頼のあった住民の自宅を地図上にマッピングし、救護用車両が手分けして巡回、収容するという方法をとりました。

(一時立入りに連動した保護活動の結果)

一時立入り(1 巡目)は平成 23 年 5 月 10 日から 8 月 26 日まで続きましたが、日を追って一日あたりの立入り者数やバスの台数が増加し、夏頃には一日 50 台のバスが 3 箇所の中継基地から出発していました。ペット救護班(環境省及び福島県)は、早朝から夕方まで警戒区域内での保護活動を続け疲労困憊を極めました。

環境省では、一時立入りが開始された直後の5月13日に全国の自治体や(公社)日本獣医師会、緊急災害時動物救援本部等に協力要請を行い、約600名の方に区域内での保護収容や中継基地での対応等の支援をいただきました。またこの他、環境省からも職員を派遣・常駐させて、一時立入りの対応やシェルターでの飼養管理の支援を行いました。

この活動により、南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、田村市 及び葛尾村の9市町村で大300頭、猫191頭が保護されました。

(福島県等による一斉保護活動の実施)

住民の一時立入り (1 巡目) が 8 月 26 日に終了した時点で、残されていたペットの多くは 放浪状態にあったため、関係機関と調整し、保護手法を、捕獲器等を用いた巡回保護に変更 しました。平成 23 年 8 月 31 日~10 月 23 日までは、一斉保護を実施するための生息状況調 査も兼ねて、福島県と警戒区域の市町村職員が立入りを行い、南相馬市、楢葉町、富岡町、 大熊町、双葉町、浪江町及び田村市の 7 市町で犬 16 頭、猫 15 頭を保護しました。

平成 23 年 10 月 24 日~11 月 18 日には、福島県が主導して警戒区域内の一斉保護活動を行いました。福島県からの要請を受け、環境省は全国の自治体に対し人材派遣要請を行い、期間中に計 13 自治体、延べ 129 名が派遣され、一斉保護活動を実施しました。また、職員の派遣に加え、業務用の保護車両、捕獲器材等を持参して保護活動に参加した自治体もあり、人材や資材等が不足する中、大きな支援になりました。この保護活動により、南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町村で犬 42 頭、猫 20 頭が保護されました。

一斉保護の終了後は、福島県相双保健福祉事務所が定期的な立入りを行い、保護活動を継続しました。これにより、平成23年11月19日~平成24年2月29日までに、南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町村で犬30頭が保護さ

れました。

(福島県及び環境省等による一斉保護活動の実施)

環境省では警戒区域内の犬や猫の生息状況調査を行うとともに、関係者や有識者を集めて、 区域内で重点的に保護すべき場所や捕獲手法等の検討を行い、平成24年3月1日~3月19 日に福島県と共同で一斉保護活動を実施しました。福島県及び環境省のみでは人材が不足す ることから、再度、環境省から全国の自治体に対し人材派遣要請を行い、計12自治体から 28名の協力を得ました。

この活動により、南相馬市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の6市町で大13 頭、猫93頭が保護されました。

以降、平成 24 年度の一斉保護活動は、平成 24 年 9 月 7 日~10 月 2 日と平成 24 年 12 月 3 日~12 月 21 日に実施しました。

これらの保護活動の実施に先立ち、平成 24 年夏に、これまで行政にペットの保護を依頼していたものの、未だ自らのペットの安否が不明な飼い主 1,023 名に対して、保護の継続に関する意向調査を実施したところ、330 名から保護継続の要望がありました。こうした飼い主からの保護依頼のあった場所や、生息状況調査で犬猫が目撃された場所を中心に一斉保護を行い、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 4 町で犬 4 頭、猫 216 頭が保護されました。

なお、警戒区域内から保護したペットは全てスクリーニングを行い、外部被ばく状況を検査しています。全身除染は、住民の一時立入り基準に準拠し、一巡目の一時立ち入りでは 10 万 cpm 以上 $(1 \, {\rm T} \, 3 \, {\rm Theorem} \, 10 \, {\rm Theorem}$

今回の保護活動の実施に当たっては、前例のないものであり、以下の点に苦慮しました。

- ・放射線の影響が強い地域のため、人員や車両(保護した犬や猫を収容できる大きめの車両)を、必要な数だけ確保することが難しかったこと。
- ・当該地域では、元々放し飼いや室内外を自由に出入りできる形態でペットを飼養している場合が多く、避難時に保護対象の大猫が放浪し捕獲が難しかったこと。
- ・活動当初は、携帯電話等の通信機器が使用できなかったこと、地震による道路の陥没や 建物等の倒壊等で通行困難な場所が多かったことの他、一人一人の放射線管理を行う必 要があったこと等、保護活動従事者の安全を確保する体制を整備することが難しかった こと。

現在も、保護が必要な犬猫が残されており、特に猫は繁殖により、第2世代以降の個体の 増加が懸念されることから、今後の保護活動については引き続き環境省と福島県でその方針 を検討し実施しています。

③保護したペットの収容

(福島第1シェルターの検討と運営)

発災当初、保護した被災ペットは福島県の 4 箇所の地区犬猫保護管理センター(相双地区は津波で消失)に分散して飼養していましたが、保護頭数が増える可能性があったため、福島県は仮設シェルターの設置場所を検討し、貸倉庫を使った第 1 シェルターが平成 23 年 4 月 27 日から飯野町で稼働を始めました。

設置当初は、人材不足と資金不足により、シェルターとしての十分な運営体制が整わず、数十頭の犬や猫を数人で飼養管理するという状態が続きました。このような状況の中、住民の一時立入り(1 巡目)に連動した保護活動により、毎日のように 10 頭前後の犬猫がシェルターに収容されたため、飼養管理体制が追いつかず、飼養されている犬猫の健康状態等が心配されました。

(福島第2シェルターの検討と運営)

福島県では、早急に第1シェルターの状況を改善するため、第2シェルターの設置の検討を開始しました。福島県では、平成17年に災害に備えたシェルター設置候補地として、県内の廃校リストを作成していましたが、今回の大震災と第一原発の事故により想定外の避難者数となったため、これらの廃校は避難所の一部として使用され、シェルターとして使用することができませんでした。またその他の県有施設等も検討しましたが、すでに避難所となっている、地元住民等の了解が得られない等により候補地の選定には時間を要しました。

ようやく、三春町にあるパチンコ店の空き店舗とその敷地が候補地として見つかったのは 平成 23 年の 7 月でした。そこは郡山市からも近く国道に面しており比較的アクセスしやすい 立地条件であることや、周囲に民家が少なくシェルターの設置に同意が得られやすかったこ と等から選定されましたが、地震の影響で施設や設備の破損が激しく、そのままの状態では 使用することができない状況でした。このため、福島県、福島県獣医師会、環境省及び緊急 災害時動物救援本部は毎週会議を開き、第 2 シェルターとなる施設がシェルターとして機能 するための改修方法、組織体制、第 1 シェルターの組織体制の改善、飼養環境の整備等について議論を重ねました。しかし、使用するための修繕や、多くの動物を群管理するための専 門的観点からの設備や体制の整備、飼養管理方法の導入等が必要であったことから、設置ま でにはかなりの時間を要しました。

第2シェルターについては、整備計画の作成、改修工事、人材の募集等を行った結果、平成23年10月に本格稼働しました。第2シェルターでは1頭1頭を個室で飼養するとともに、限られた人数でも効率的かつ安全に飼養管理できる構造が取り入れられています。しかしその結果、維持管理費用が割高となる構造になったため、現在、スタッフの努力と工夫により節電や作業の効率化等による節約を行っています。

なお、平成 24 年 3 月に実施した一斉保護活動の時点で、第 1 及び第 2 シェルターのみでは、保護したペットを収容することが困難になっていたことから、環境省は 24 年度予算を確保し、第 2 シェルターの敷地内に臨時シェルターを増設し、平成 24 年 7 月から運用を始めました。当該シェルターはユニットハウスを連結させたもので、犬舎、猫舎合わせて約 200 頭を収容できます。

一方、福島県では、収容動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めることで収

容頭数を減らしていき、平成 25 年 2 月末には第 1 シェルターを閉鎖し、現在は、第 2 シェルターと同一敷地内に環境省が設置した臨時シェルターで保護動物を管理しています。今後も、返還及び譲渡をさらに進めることで、着実に収容頭数を減らしていくことが必要です。

4年民によるペットの持ち出し

住民の一時立入り(1巡目)では、住民は立入り用のバスに乗車し、持ち出せる物の範囲、数量、大きさが限定されていました(一世帯袋1つ分程度で、食品や家畜、屋外にあった物等は持ち出し禁止)が、ペットについては、別に計画を定め、前述のような方法で保護活動を行いました。

しかしながら、ペットと離ればなれの状態になった飼い主の心情等を考慮し、住民自らが持ち出せる方法について、関係機関と協議を行った結果、平成24年1月29日から実施された3巡目の一時立入りから、マイカーで立入りを行う住民についてはペットを自ら持ち出せることになりました。

環境省と福島県が、オフサイトセンターや東京電力株式会社に協力を依頼したところ、中継基地に、マイカーで持ち出されたペットと、その車両専用のスクリーニングレーンが設けられ、ペット等のスクリーニングが実施されました。これにより、平成25年3月7日までに大2頭、猫11頭が飼い主により保護されました。

⑤民間団体による動物の保護を目的とした立入り

環境省及び福島県が中心となって保護活動を行う一方で、民間団体による警戒区域内への動物の保護目的の立入りについて、多くの要望がありました。これまでの災害時の動物救護活動では、行政のみではなく民間団体の力を借りることで大きな成果を得てきたことから、その必要性も十分に認識されていました。しかしながら、警戒区域では、住民も自由な立入りが許されず、業者等による公益立入りも非常に限定されていたことに加え、被災動物の保護等のために無断で立ち入る人が後を絶たず、区域の管理に支障をきたしていたことから、立入りに伴う危険性と、区域内の治安維持等の観点から、民間団体の立入りは認められていませんでした。

民間団体による動物保護目的での立入りが条件付で認められたのは平成23年12月で、方法は、環境省と福島県が中心になり、民間団体が遵守する立入り許可基準等を定めたガイドラインを作成し、承認を得た団体のみが立入り市町村への公益立入りの許可申請を行うことができるというものでした。

ガイドラインは、保護計画書の提出、立入り時の遵守事項、実績報告書の提出、保護動物の適正飼養、返還等について定めており、これに基づき、ガイドラインで定めた平成 23 年 12 月 5 日~12 月 27 日までの間に計 16 団体が立入り許可を受けました。

これらの許可に基づく保護活動の結果、犬 34 頭、猫 298 頭が保護されました。立入り期間中は、福島県が主体となり、環境省、東京電力株式会社も協力して、立入りポイントでの許可証の確認や区域内の巡回を行いましたが、複数の団体が遵守事項違反を行ったことが判明したことから、以降平成 25 年 3 月 1 日現在までに民間団体の立入りによるペットの保護活動は実施されていません。

⑥人材の確保

これまでに例のない規模で立入り制限区域が設定され、多数のペットが取り残されたこと、 また放射線の影響により通常の災害よりも厳密な安全管理を行う必要があったことから、警 戒区域内に残されたペットの保護活動は困難を極めました。

保護活動の体制を維持するために、環境省と福島県が全国の自治体、緊急災害時動物救援本部、(公社)日本獣医師会、民間団体等に協力要請を行い、多くの方々の協力を得て、これまで活動を継続することができました。立ち入ることができる時間や通行できるルートに制限がある中、相互の連携や役割分担により、円滑に保護活動を進めることができました。

また、動物愛護管理行政を担当する自治体の職員や多くのボランティアなど、全国からの 支援が得られたことは、警戒区域内への立入り等で連日のように災害対応に追われる福島県 職員の励みとなりました。

⑦今後の災害に備えた動物救護対策の普及の重要性

福島県では、平成 16 年に発生した新潟中越大震災を踏まえ、県内で災害が起こった時に備え、「災害時における動物(ペット)の救護対策マニュアル」を策定し、災害時における対応方針や平常時の対策等を定めていました。本マニュアルに基づき、災害時に飼い主がペットと同行避難をすることを想定して、ケージやフード等動物用避難用品を各保健福祉事務所に分散して備蓄する等の対策も行っていました。

しかしながら、今般の大震災では、福島県内の避難所に実際に避難したペットの数は、大 355 頭、猫 79 頭、その他の小動物 14 頭 (平成 23 年 4 月 5 日時点) と犬の登録頭数等の割には少ないと言われています。

このことは警戒区域内の住民が緊急避難を余儀なくされたため、同行避難を実施できなかったことに加え、平常時から、災害時におけるペットとの同行避難や行政が確保している動物用避難用品の備蓄箇所等について、広く県民に対して周知されていなかったことが一つの原因であるとも考えられています。

今後の課題として、都道府県等が災害に備えた被災ペット対策や体制を整備することに加えて、その内容について、飼い主や市町村等の関係機関や団体に対して、平常時に周知しておくこと、さらに、ペットが家族の一員として捉えられる現代社会において、ペットとの同行避難を推進することが、動物愛護の精神だけでなく、飼い主への必要な支援であることを市町村や地域住民に周知すること、ペット同行の被災者を避難所等で受入れるために、避難所の設置・管理者である市町村担当部署と連携・調整を行うこと等が自治体の重要な役割であると考えられます。



警戒区域内の犬

[写真提供:(公社)日本獣医師会]



警戒区域内の猫

[写真提供:(公社)日本獣医師会]



警戒区域でのペットの保護活動

[写真提供:福島県動物救護本部]



飼い主の一時帰宅時による保護

[写真提供:福島県]



スクリーニング検査

[写真提供:福島県動物救護本部]



警戒区域内で保護された犬

[写真提供:(一財) 自然環境研究センター]

(2) その他の警戒区域等

①岩手県

岩手県においては、市町村等から避難指示が出された立入り制限区域がありました。岩手 県災害時動物救護本部では、避難指示の解除後に、立入り制限地域内に取り残されたペット の保護活動を実施しました。

②仙台市

仙台市では、平成 23 年 3 月 11 日 14:49 に津波警戒区域に対し、平成 23 年 3 月 13 日 7:30 には火災警戒区域に対し、避難指示を出しました。

住民は避難所に自主避難し、その後、消防隊による地上・上空からヘリコプターでの救出、 バスでのピストン移送が行われましたが、その中にペットの同行避難もありました。

③千葉県

液状化被害地域など(浦安市、香取市、旭市など)で、立ち入り制限区域がありましたが、 当該区域におけるペットの措置等については不明です。

4. 動物救護活動を支えたもの

4. 動物救護活動を支えたもの

(1) 人的支援

①自治体が係る支援

東日本大震災の被災地及び周辺地域の自治体の多くは、管轄内の動物愛護団体や動物愛護 推進員、動物愛護ボランティア登録者への協力依頼を行ったり、一般募集を行い希望者から の自己申請を受け付けるなどして、ボランティアを確保していました。また、動物に関する 専門的知識や技術を有する人材を確保するため、地方獣医師会や獣医系大学等にボランティ アの協力を依頼した自治体もありました。

ボランティア等への依頼内容は、主にペットの一時預かり、動物救護施設等における飼養管理(給餌給水、清掃、散歩等)、支援物資の運搬等でした。自治体によっては、普段から動物愛護団体と連携をとっていたため、スムーズに連携をとることができた自治体もある一方で、ボランティアがあまり集まらなかったり、安定的な確保に苦労した自治体もありました。特に、一時預かりに関しては、預かり希望者と依頼者のマッチングがうまくいかずに苦労した自治体が複数ありました。

②獣医師会*が係る支援

多くの地方獣医師会が震災発生直後から、長期間にわたり避難所や仮設住宅あるいは動物 救護施設等に人材を派遣し、獣医療の提供、ペットの健康相談、飼養管理指導等を実施しま した。

また、警戒区域内での被災動物救護活動への人材派遣、保護されたペットの一時預かり、ペットホテル一覧の掲示等を行ったり、被災地以外の地方獣医師会が被災地獣医師会会員獣医師・動物看護職などの診療従事者の受入れ支援を行った例もありました。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 地方獣医師会からのペットや飼い主に対する人的支援

- ・ 岩手県獣医師会では、震災直後から、避難所でのペットの巡回健康相談、飼養管理指導を 行いました。また、仮設住宅においては現在(平成24年9月末日時点)も、ペットの巡 回健康相談、飼養管理指導、被災動物ふれあい事業(ペットのしつけ教室等)を継続して 実施しています。
- ・ 宮城県獣医師会は、避難所や仮設住宅において、ペットに関する相談、シャンプー等の応 急処置を行いました。また、宮城県や市町村(行政)に対し、仮設住宅への伴侶動物同行 入居に関する要望書を提出しました。
- ・ 仙台市獣医師会では、ボランティアの協力を得て仮設住宅におけるペットの飼養状態を調査し、「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を仮設住宅 242 世帯 (犬 168 頭、猫 68 頭、その他 6 頭) に配布しました。
- ・ 山形県獣医師会では、震災直後から平成 23 年 5 月まで、避難所において被災動物の健診 及び健康相談、狂犬病予防注射の実施周知指導、ペットホテル一覧の掲示を行いました。
- ・ 福島県獣医師会では、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、震災直後

より避難所で被災者が同行しているペットに対し、健康相談会の開催や治療(ノミ・ダニの駆除)等のために獣医師を派遣しました。

- ・新潟県獣医師会では、新潟県救済本部で葉書によるアンケート用紙を避難所飼養舎に配布 し、調査に基づき避難所における動物のノミ・ダニ駆除剤、フィラリア予防、混合ワクチ ン接種、避妊去勢、及び無料診療を開業の会員等にお願いし、平成23年7月末まで実施 しました。7月末までは避難所同行動物を中心に支援を行いましたが、避難の長期化に伴 い8月以降はすべての避難者に同行する動物を対象に支援の輪を広げました。また、県下 の保健所(動物保護管理センター)にて飼養相談を行い、獣医療に関する相談については最 寄りの動物病院を紹介しました。
- ・ 埼玉県獣医師会では、平成 23 年 3 月下旬から 8 月までの間、埼玉県内に避難している被 災者の同行ペットについて、被災者または支援団体がペットの引き取りが可能な状態にな るまでの間、会員の動物病院においてペットの保護と治療を行いました。その際、保護・ 治療にあたった会員の動物病院に対し、必要経費の一部を援助しました。
- ・ 東京都獣医師会では、東京都動物救援センター収容動物に対し、定期訪問診療(週一回)、 ワクチン、ノミ、フィラリア等の予防、病気発生時の治療、健康相談、入居時の去勢・避 妊手術実施(マイクロチップ挿入)を行いました。
- ・ 神奈川県獣医師会では、管轄内に避難してきたペットの保護・一時預かりや治療、ワクチン接種等を会員病院で実施したほか、ペットと住める住宅の紹介、飼えなくなったペットの新しい飼い主への引き渡し、会員病院での募金活動、ホームページでの活動の広報などを行いました。
- ・ 横浜市獣医師会では、被災地からの避難者のペット犬 5 頭、猫 1 頭を獣医師会員の動物病 院で受け入れました。

(イ) 地方獣医師会間及び獣医師間の人的支援

- ・ 仙台市獣医師会では、平成 23 年 3 月 15 日~8 月下旬まで、宮城県石巻シェルター、福島第 1 シェルター及び福島第 2 シェルターに獣医師を派遣しました。また、福島県で保護された犬 22 頭の一時預かりを行いました。
- ・ 群馬県獣医師会は、平成 23 年 6 月 26 日より現在 (平成 24 年 9 月末時点) まで断続的に、 福島第 1 シェルターでの獣医療の提供、清掃、給餌、散歩等スタッフとしての支援を行っています。
- ・ 神奈川県獣医師会では、平成 23 年 6 月に福島県内の警戒区域内での被災動物救護活動に 人材を派遣しました。
- ・ 横浜市獣医師会では、平成 23 年 3 月 28 日に、被災地獣医師会会員の獣医師や動物看護職などの診療従事者に対し、横浜市獣医師会への受け入れを行いました。
- ・ 川崎市獣医師会では、平成 23 年 4 月 10 日~平成 24 年 1 月 31 日、福島第一原子力発電 所 20km 圏内の犬 7 頭、猫 12 頭を、獣医師会会員 5 名が預かり、10 名の飼い主に受け入 れしてもらいました。
- ・香川県獣医師会では、平成23年9月に仙台市動物管理センターから9頭の犬を引き受け、 平成23年度動物愛護フェスティバルで新しい飼い主に譲渡しました。更に、平成24年9 月にも福島県動物救護本部から犬11頭を引き受け、平成24年度動物愛護フェスティバル

で新しい飼い主に譲渡しました。



(宮城県本吉郡 旧志津川町)



(宮城県石巻市)



(福島市 あずま総合運動公園)



(福島市 あずま総合運動公園)



(福島県)



(福島県)

地方獣医師会による避難所での動物健康相談など

[写真提供:(公社)日本獣医師会]

③民間企業等が係る支援

(一社)全国ペット協会では、平成23年5月頃から仙台市や当協会会員に対して、救援物資配送の手伝いや、被災犬預かりの手伝いなどを行いました。また、同協会の会員間に限らず様々な連携があり、被災して再開のめども立たない店舗の犬猫を、遠隔地の競りあっせん業者などが引き取り、再販売したという事例もあります。

(2) 支援物資等

①自治体による確保・受け入れ・配布

多くの被災自治体は、緊急災害時動物救援本部に支援を要請して物資を確保し、個人や団体から提供された支援物資とあわせて、避難所等へ配布しました。支援物資としては、主にペットフード、水、ペットシーツ、猫砂、リード、首輪、キャリーバッグ、クレート・ケージ等が届けられました。

物資の確保・配布に関しては、震災直後はガソリン不足や道路事情により物資の確保が困難だったことや、その後も時間の経過とともに変化する被災者の要望や、各避難所で何が不足しているかという情報をタイムリーに集めることに苦労した自治体が多くありました。また、一度に大量の物資が届くことによる保管場所の確保、分別・整理、適正な提供についても、多くの自治体が苦労した点として挙げられました。

今後は、支援物資を必要としている被災者の要望の把握方法、物資の保管設備・スペース の確保(そのための民間企業等との協定も含む)、在庫管理と必要物資を要請する人員の確保 等が課題として指摘されています。

②獣医師会*が係る支援

被災地の地方獣医師会では、震災直後より避難所、仮設住宅や動物救護施設にペットフード、ペットシーツ等の物資を配布していました。また、被災地周辺の地方獣医師会から、被災地の獣医師会へ支援物資を送るといった獣医師会間で支援するケースも複数ありました。その他、メーリングリストを活用してリアルタイムの現地情報を獣医師間で共有し、支援活動に活用したり、可能な限り現地へ行き状況の把握、情報を収集し、適時必要な支援を行う等の工夫をした獣医師会もあります。

今後は、緊急時の通信手段の確保とリアルタイムの現地情報を収集・分析する体制の確保、 必要な物資が必要な避難者へ届く仕組みの確立等が課題として挙げられています。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 獣医師会からペットや飼い主に対する支援

- ・ 岩手県獣医師会では、大震災直後から平成 23 年 8 月までの間、避難所や仮設住宅にフードや衛生用品、リード、ケージ等を配布しました。
- ・ 宮城県獣医師会は震災当初、避難所や仮設住宅において、飼い主に対する物資・資材の配布や貸出を行いました。
- ・ 仙台市獣医師会は、ボランティアとともに避難所におけるペットの実態把握を行い、食料、水、ペットシーツ、ケージ等の物資の支援を行いました。
- ・ 山形県獣医師会では、震災直後から平成 23 年 5 月まで、避難所においてペットフード及びペットシーツの配布を行いました。
- ・ 福島県獣医師会では、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、避難直後より、避難所での巡回指導時にペットフード、ペットシーツ等を供給しました。
- ・新潟県獣医師会は、必要な動物用医薬品等については、新潟県動物薬品器材協会を通じて 関係者に送付しました。また、県下の保健所(動物保護管理センター)においてペットフ

ード等の無償提供を行いました。

(イ) 地方獣医師会間の支援、獣医師間の支援

- ・ 青森県獣医師会は、震災直後の3月18日に(社)岩手県獣医師会久慈支部に対し、ペットフードやケージを持参して支援を行いました。
- ・ 仙台市獣医師会では、平成 23 年 3 月~4 月にかけて、宮城県石巻シェルターに援助物資の譲渡を行いました。
- ・ 群馬県獣医師会では、平成 23 年度に福島第 1 シェルター及び石巻動物救護センターに対し、オムツ、ゴム手袋、ペットフード、保温アルミシート、椅子、ケージ等、現地が希望する物品を送付しました。
- ・ 神奈川県獣医師会は、平成 23 年 6 月に福島県獣医師会に小分けのドライフードを送付しました。

③民間企業等が係る支援

(一社)ペットフード協会では、支援企業各社の支援可能数を集約把握し、緊急災害時動物救援本部からの要請に基づいて、支援企業への要請を行いました。その結果、企業からのペットフードが、(一社)ペットフード協会を通じて被災地に提供されました。提供されたフードの内訳は、犬用フード 156 トン (協力企業数 33 社、発送箇所数 41 箇所)、猫用フード74 トン (協力企業数 19 社、発送箇所数 34 箇所)、その他の動物用のフード 2 トン (協力企業数 1 社、発送箇所数 1 箇所)でした。行政及び支援先への窓口が一本化されたことから、比較的スムーズに活動ができました。

また、(一社)全国ペット協会では、平成23年5月頃から、環境省に対して警戒区域内からの犬猫保護に必要な車両の貸出しなどを行いました。

(3) 資金 (義援金など)

①自治体による資金確保・義援金の募集・配布

被災地の自治体のうち、特に被害の大きかった自治体では、動物救護活動を行うにあたって必要な資金を通常予算とは別に確保しており、多くは、緊急災害時動物救援本部義援金からの配布と、自治体や現地動物救護本部等で独自に義援金を募集することによって確保していました。

集めた資金については、ほとんどの自治体が現地動物救護本部等が行う動物救護活動に充当しています。しかし一方で、義援金は不確定要素が大きく、確保できる額も予測が難しいことが課題として指摘されています。

②獣医師会*が係る支援

被災地周辺の地方獣医師会の多くは、獣医師会会員から寄付を募るなどして、被災地の地 方獣医師会へ寄付金(義援金)を送金していました。また、被災地の地方獣医師会が、より 被害の大きい地域の地方獣医師会へ寄付金の一部を送る例も見られました。

また、被災者あるいは被災しているペットに対し、医療費の助成・補助等を行っている地 方獣医師会も複数ありました。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 獣医師会からペット・飼い主に対する支援

- ・ 岩手県獣医師会は、大震災直後から現在(平成 24 年 9 月末時点)まで、被災者に対してペットの医療費助成、支援物資の購入費と搬送費、被災動物慰霊祭開催に係る経費助成を行っています。
- ・ 仙台市獣医師会では、狂犬病予防ワクチン・混合ワクチンの接種、フィラリア・ノミの予防等について、獣医師会が無償で支援しました。
- ・ 山形県獣医師会では、震災直後から平成 24 年 3 月までの間、避難者のペットに対し治療費の補助(治療費の 50%、上限 10,000 円)を行いました。
- ・ 福島県獣医師会では、避難直後より避難所及び仮設住宅への避難者に対し、ペットの一時 預かりや被災ペットの診療費の一部助成を行っています。
- ・ 千葉県獣医師会では、福島県、岩手県、宮城県からペットと同行避難された飼い主の犬猫 に対し、会員病院における治療費の一部助成を行いました。

(イ) 獣医師会の間での支援

- ・日本獣医師会は、平成23年6月に「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」と日本 獣医師会からの救援見舞金を、被災地の地方獣医師会や被災動物の救護活動に取り組んで いる地方自治体等に配分する援助を行いました。
- ・ 青森県獣医師会は、平成 23 年 7 月に、福島県獣医師会、宮城県獣医師会、岩手県獣医師会、仙台市獣医師会に対し、それぞれ義援金 20 万円を送金しました。
- ・ 秋田県獣医師会は、平成 23 年 3 月 30 日に、日本獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、福島県獣医師会、仙台市獣医師会に、それぞれ 10 万円の義援金を送りました。ま

た 6 月には会員から寄付を募り、日本獣医師会が募集する「東北関東大震災動物救護活動 等支援義援金」に送付しています。

- ・新潟県獣医師会では、平成23年4月8日に、「東日本大震災動物救護活動等支援義援金」を6県1市の獣医師会に送金しました(岩手県、宮城県、福島県、茨城県へは各10万円、青森県、千葉県、仙台市へは各5万円)。また、岩手、宮城、福島県等被災地の獣医療支援を調査した上で、避難者が新潟県内の動物病院を受診した場合、新潟県動物救済本部が診療費の一部を助成しました。助成は、平成23年8月1日から平成23年9月30日の期間に県内動物病院を受診した避難者が飼養するペット1頭につき1回とし、上限5,000円としました(被災地では、当該支援が終了していることから、助成期間を2ヶ月としました)。ただし、狂犬病予防注射料金は助成の対象とはせず、犬飼養者の希望により、狂犬病予防注射を定期集合注射会場(地区により異なる)、動物病院で定期注射料金と同額で実施(済証発行)しました。
- ・ 群馬県獣医師会は、平成 23 年 6 月 30 日に日本獣医師会へ 300 万円、平成 24 年 8 月 31 日には福島県獣医師会へ 200 万円を送りました。
- ・ 埼玉県獣医師会は平成 23 年 3 月下旬から現在(平成 24 年 9 月末時点)まで継続して、本県会員から義援金を募り、日本獣医師会を通じて、被災動物の救護活動に取り組む被災地域の地方獣医師会に対し資金(現在までに総額 355 万円)を支援しています。
- ・ 千葉県獣医師会は平成 24 年 3 月に福島県獣医師会に対し、会員病院からの義援金の一部 を送りました。
- ・ 東京都獣医師会では、平成 23 年 6 月 14 日に日本獣医師会に対し、東日本大震災動物救護 活動等支援義援金として 300 万円を寄付しました。
- ・ 神奈川県獣医師会は平成 23 年 5~6 月に、4 県の獣医師会(茨城県、岩手県、宮城県、福島県)にそれぞれ 100 万円の支援金を送りました。
- ・ 横浜市獣医師会は、平成 23 年 3 月より、会員から義援金を募るとともに会員病院内に支援義援金箱を設置し、被災地獣医師会会員を支援しました。
- ・ 川崎市獣医師会では、平成 23 年 5 月から当獣医師会会員の各動物病院で義援募金活動を 続けており、日本獣医師会にこれまでに 1,576,480 円を振込み、現在(平成 24 年 9 月末 時点) も募金活動を続けています。

③民間企業等が係る支援

(一社)全国ペット協会では、震災直後から現在(平成24年9月末時点)に至るまで、本協会のホームページを活用し広く募金(緊急災害時動物救援本部へ寄付するため)を呼びかけています。

(4) 緊急災害時動物救援本部における支援活動

①緊急災害時動物救援本部の動物救護活動

(ア) 動物救護活動の経緯・状況

年月日	動物救護活動の状況
平成 23 年 3 月 11 日	発災
3月11日~	被災したと思われる自治体の動物愛護管理担当と連絡調整を
	始める
	(一社)ペットフード協会、(公社)日本動物用医薬品協会等、
	協力団体との連絡調整を始める
3月15日	義援金受付
3月18日	(公社) 東京都獣医師会と連携して都内に避難された方の同行
	動物の預かりを始める。その後、横浜市・川崎市・神奈川県獣
	医師会及び埼玉県の有志の獣医師と同様の連携を実施。
3月20日	物資集荷所を東京都大田区に設置(5月上旬まで) 物資募集
	開始を被災各地へ配布
3月21日	ウェブサイト開設(6月30日までは日本愛玩動物協会が運営管
	理、その後現在まで緊急災害時動物救援本部事務局が運営管理)
3月24日	現地調査 (福島)
3月26日	千葉県市川市にペット同行可避難所の確保
4月6日~4月7日	現地調査
4月11日~5月16日	第1期義援金配分申請受付
4月14日	緊急災害時動物救援本部協力のもと日本マイクロソフト株式
	会社が被災犬猫の情報サイト「MSNペットサーチ」を開設
4月28日~6月3日	第1期義援金配分
5月4日	環境省が用意した東京都新宿区の集荷所で支援物資の受け入
	れを開始(9月末まで)
5月11日	福島県動物救護本部第1シェルター訪問
5月12日	福島県 一時帰宅中継基地 支援開始(8月26日まで)
5月13日~8月1日	第2期義援金配分申請受付
6月8日~10月14日	第2期義援金配分
7月1日	緊急災害時動物救援本部 福島シェルター設置
	警戒区域からの動物を保護・収容(8月31日まで)
	その後も、飼い主・里親探しの活動を続ける
7月12日	第1回福島シェルター会議出席
7月27日	第2回福島シェルター会議出席
8月5日	第3回福島シェルター会議出席
8月12日	第4回福島シェルター会議出席

8月15日	福島県動物救護本部第2(三春)シェルターにて施設等確認
8月19日	第5回福島シェルター会議出席
8月29日	第6回福島シェルター会議出席
9月1~2日	岩手県災害時動物救護本部他を現地調査
9月6~7日	仙台市等現地調査
9月7~9日	宮城県緊急災害時被災動物救護本部等現地調査(仙台市を除く)
9月12日	第7回福島シェルター会議出席
10月5日	第8回福島シェルター会議出席
11月1日	岩手・宮城・福島県内の自治体に対し動物救援物資に関するア
	ンケート調査を実施
平成 24 年 2 月 1 日	緊急災害時動物救援本部 福島シェルター閉鎖
	野生動物ボランティアセンターにて保護を継続
7月5日~8月10日	第3期義援金配分申請受付
10月29日~11月29日	第 3 期義援金配分

(イ) 過去の災害対応と異なった点

緊急災害時動物救援本部(以下「どうぶつ救援本部」という。)では、今回の東日本大震災において、過去の災害における活動とは異なる対応が必要であった点が5つありました。

- 1. 今回の災害においては、被災地の自治体等で構成される「現地動物救護本部」への物 資・資金・人材支援だけでなく、どうぶつ救援本部が主体となる活動が行われた点で す。主体となった活動としては、以下の6つが挙げられます。
 - ①動物保護シェルターの設置(福島県田村郡三春町)
 - ②物資·医療費等飼養支援(宮城県·福島県·茨城県·千葉県·山梨県·栃木県)
 - ③被災地外避難者への相談対応と支援
 - ④被災地外での一時預かり保護
 - ⑤被災地外のペット飼養が可能な避難所と移動手段の確保・提供
 - ⑥被災動物の譲渡支援
- 2. 警戒区域への住民一時立入りに伴うペット保護の支援の要請を受けた点です。これについては、協力者を厳選して必要人数を確保し、一時立入り中継基地でのペット保護受付業務に従事しました。また、事務用品・ペット保護用の首輪・リード・キャリーバッグなど必要資材を用意提供しました。
- 3. 民間の団体への支援が必要であった点で、これについては民間団体へも義援金の配分を実施すると共に、ウェブサイトを通じ被災動物の保護ルールなどを伝えました。
- 4. 民間団体との共働が必要であった点です。そのため、民間団体と協力・連携しながら 義援金・物資の配分を行ったり、同行避難動物の預かり(地方獣医師会との協力)を 行いました。また、被災地の自治体や獣医師会だけでなく、民間団体も MSN ペットサ ーチ*を利用できるようルール作りを行い、利用希望団体を受け入れ、情報提供を行い ました。その他にも、海外のボランティア募集プログラム作成と情報整理、ポスター・

チラシ・募金箱などデザイン協力、印刷、医薬品提供、獣医療の提供、広報、輸送、 一時立入り中継基地での活動人員確保、セキュリティ管理、ペットフード提供におい て協力・連携を実施したほか、海外の愛護団体との連携活動も行いました。

5. タイムリーな情報発信と社会に対する報告が必要となった点です。これについてはウェブサイトの設置と情報公開・フェイスブックなどの活用、ボランティア登録・避難者用のペット飼養可住宅の紹介などを行い対応しました。

*MSNペットサーチ:日本マイクロソフト(株)が緊急災害時動物救援本部との連携で、2011年4月11日に立ち上げたサイトで、震災で被災し、ペットと離ればなれになった飼い主はこのサイトを通じて、被災地で保護された動物の中からペットを探すことができる。また被災ペットの新しい飼い主に成ることを希望する人は、このサイトから動物を保護している団体などへ連絡を取ることができる。

②ボランティア派遣等の人的支援

(ア) 活動内容と人数

ペットの救護活動を行うボランティアについては、ウェブサイト上で募集を行いました。 募集の結果、登録者は 4,068 人(内訳:動物の一時預かり 3,284 人、シェルターワーク 1,140 人、物資や動物の輸送 582 人 重複有)で、このうち実際に活動した延べ人数は、シェルター(福島県田村郡三春町)で 465 人、警戒区域への飼い主の一時帰宅対応で 500 人、物資集 荷所で 711 人(田園調布 387 人、新宿御苑 324 人)でした。

ボランティアによる活動の内容は、シェルターに保護収容している動物の世話、物資集荷所での物資の管理・梱包・発送のほか、警戒区域への飼い主の一時帰宅にあたって設置された4箇所の中継基地の窓口(環境省と福島県が設置)において、飼い主からの聞き取り(自宅に残してきたペットの種類、避難時の状況、住所等)及びフードやキャリーバック、リード、首輪の配布の補助等でした。その他にも、被災県各地において、動物の一時預かり、シェルターワーク、物資や動物の輸送(登録ボランティアの了承を得て、各県在住のボランティアの名簿を現地本部に提供)を行いました。

また、獣医師、動物看護師、動物系大学・専門学校等、動物に関する専門的知識や技術を有した人材に対し、ボランティアとしての協力依頼も行いました。協力を依頼したのは、7団体で、実際にボランティア活動に参加した延べ人数は、シェルター42人、物資集荷所386人、一時帰宅中継基地2名でした。

(イ) ボランティアの派遣手順と体制

ボランティアは、どうぶつ救援本部事務局及び各構成団体にて登録を行いました。一時立入り中継基地においては、(公社)日本愛玩動物協会が担当して日程調整を行い、シェルターにおいては、副シェルター長が担当して日程調整を行い、それぞれ調整ができ次第、現地担当者と連携の上派遣する手順としました。

ボランティアを派遣するにあたっては、中継基地やシェルター等、福島県での活動に際して、性別・年齢等の確認を徹底して行うとともに、放射線量の高い地域・二次災害の恐れがある地域での活動に際しては、どうぶつ救援本部内規を定め、事前に覚書を交わしました。

また、個人情報を多く取り扱う場合は、個人情報の保護に配慮しました。

その一方で、一般ボランティアを指導できる専門ボランティアの不足や、放射線量の問題・ 二次災害の危険がある地域への派遣に対する補償の問題などに明確な解決策を講じることが できませんでした。今回は、結果として大きな余震や被災はなく、事なきを得た活動となり ましたが、今後の大規模災害発生時の被災地での活動における課題となりました。



どうぶつ救援本部福島シェルター (田村郡三春町)



シェルターでの猫の飼養



シェルターでの犬の飼養



シェルターでのボランティア活動





警戒区域での住民の一時帰宅に合わせたペット救出

[写真提供:緊急災害時動物救援本部]

③支援物資の調達・提供

(ア)物資の調達・受け入れ

どうぶつ救援本部では、ウェブサイトや構成団体の広報誌等による告知で支援物資の募集を行いました。特にウェブサイトを通じた告知は効果的でした。また、フードに関しては(一社)ペットフード協会、動物用医薬品は(公社)日本動物用医薬品協会への協力依頼、その他の物資は必要に応じて企業に支援を依頼しました。被災地では、人手が不足して物資募集の告知等がすぐにはできない状況にあったため、被災地ではない地域から広く発信することで、募集の告知等が迅速にできました。

一般から届けられた支援物資の中で多かったものは、各種動物用ペットフードや副食(おやつ)で、反対に少なかったものは大型犬用の首輪・リードでした。また、企業等からまとまって支援を得られた物資としては、小型~中型犬用の首輪・リード、ペットフード、ペットシーツ、猫トイレ用砂、マイクロチップがありました。

物資の募集にあたっては、被災地と連絡を密にし、できるかぎり要望を聞きながら募集するよう工夫しました。しかし、被災地からの要望に応じて募集内容を変えながら告知したにも関わらず、募集していない物資が多く届いたこと等は今後の課題となりました。

(イ)物資の提供先

どうぶつ救援本部に提供された支援物資は、行政、現地動物救護本部とその構成団体、及びこれらと連携が認められる民間団体、被災者本人(避難所等にいることが確認できる場合や、一時立入り中継基地で)に提供されました。また、被災地の周辺の都県にも物資が必要か電話で聞き取りを行い、管轄内でペットと同行避難している被災者がいることを把握している都県(行政)に対しても、必要に応じて提供されました。

その一方で、被災程度が軽度の繁殖業者から大量のフードが度々要求されたケースがあるなど、公平性と緊急支援の必要性の判断が困難な状況がありました。また民間団体への配布に際しても、自治体等との連携の有無についての確認が困難であった点が課題となりました。

(ウ)物資の管理・輸送

支援物資については、物資の種類や状態を確認し分別した上で、現地輸送用に小分けにして再梱包し、ラベル等を貼付し内容を表示することで、被災地に届いたときの現地ボランティアや被災者の作業が軽減されるよう工夫をしました。

また、輸送にあたっては、被災地内に中継拠点を設け、提供ルートを確保しました。ただし、発災直後は、被災地に届けるためのトラック・ドライバー・燃料が不足した上、物資の保管場所や、被災地内での輸送手段(道路が分断されているため)の確保が困難な状況でした。また、発災初期には、放射性物質への警戒から、福島県内への配送を断られるケースもありました。

その他にも、募集していない物資の管理や、支援物資が多く集まり屋外にも保管せざるを 得なかったこと、賞味期限切れや汚損などで使用できない状態の物品の廃棄に費用が生じる などの問題がありました。

(エ)物資の活用状況

支援物資の中で特に役立ったものとしては、ペットシーツ、大きなケージ、猫用の3段ケージが挙げられました。また不足して困ったものは、ペットシーツ、ライフステージに合わせたペットフード、療法食、ハードタイプのキャリーバッグ(一時立入り中継基地用のみ)、中・大型犬用首輪やリード、ワクチンやノミ・ダニ対策等予防薬(避難所やシェルターで群管理をするため)でした。

要望に沿わなかったものとしては、①使用済みの物で棄損・汚損が激しい物品(リード・ケージ類)、②特殊なサイズや用途の物品(簡易で耐久性に欠けるケージ・小型犬用衣類や靴・サニタリーパンツ・帽子などの装飾品等)③使いかけの医薬品、④使いかけの飼料、が挙げられました。また、室内で使用する場合はクレートよりケージ、屋外で使用する場合はクレートより犬小屋を求められましたが、ケージ・犬小屋が不足していたため、クレートで対応するケースが多くありました。

なお、どうぶつ救援本部では、今後、災害が発生した場合に備えて、6フィートコンテナ 約3台分とプレハブハウス1台分のシェルターワークの際に使用できる物資等を静岡県内に 備蓄しています。



支援物資



ボランティアによる支援物資の積込

[写真提供:緊急災害時動物救援本部]

④義援金の募集・配分

(ア) 義援金の募集

どうぶつ救援本部では義援金の募集を行い、集まった義援金の総額は、平成24年9月30日時点で670,494,002円となりました。募集にあたっては、関係者・関係団体等への文書による支援依頼を行うとともに、早期にウェブサイトを立ち上げたり、ポスター・パンフレットを作成・配布することで、迅速に義援金を集めることができました。

その一方で、初期段階では募金の件数が多く、事務処理が滞ってしまうという問題も生じました。また、「寄付金控除」対応ができなかったことや、振込手数料無料の口座の開設が遅れたこと(ゆうちょ銀行の口座開設が平成24年3月9日)、募集目的の表示に一貫性がなかったこと(ポスター等ではペット対象と明示、ホームページでは明示していない)、が課題となりました。

(イ) 義援金の配分

どうぶつ救援本部に集まった義援金の大部分は、現地動物救護本部をはじめとする震災に伴う動物救護活動を行っている団体等(自治体、獣医師会及び動物愛護団体)へ配分されました。義援金の配分にあたっては、第1期~第3期に分けて各活動団体からの申請を受付け、審査をした上で配分先と支給額を決定しており、その総額は405,655,500円となりました(平成24年12月31日時点)。配分の内訳は、第1期申請受付によるものが14団体に対し総額71,065,500円、第2期申請受付によるものが55団体に対し総額269,840,000円、第3期申請受付によるものが38団体に対し総額64,750,000円でした。

なお、第 1 期については迅速性を重視し、基本的に被災動物の保護活動を行っていると認められた申請団体すべてに対し、平成 23 年 4 月 28 日から 6 月上旬にかけて支給しました。また、福島県動物救護本部に対しては、詳細使途を限定しない特別枠として、平成 23 年 5 月 2 日に 20,000,000 円の支給を行いました。

しかし、初期の段階で、支給が遅かったことや、配分先の妥当性及びその選定方法の透明性についての批判が多数届きました。第3期にはこれらの意見を反映させて対応しましたが、現地動物救護本部以外の民間団体への直接配分が妥当であったかどうか、民間団体への配分の審査基準及び審査方法が妥当であったかどうか、及び配分を受けた民間団体からの報告書の内容等が課題となりました。

く特に効果的だった点>

- ◆ 本来のどうぶつ救援本部の活動にとらわれず、直接、保護収容するためのシェルターワークを行ったこと。
- 現地動物救護本部以外の民間団体にも義援金を配分したことは問題点も多くあったが、 現場で活動するボランティアへの支援にもなったこと。

<特に対応に苦労した点>

- 義援金を現地動物救護本部以外の民間団体へ直接配分することは、効果があった反面、 問題点も多くあったこと。
- 福島県での人材派遣が困難だったこと。空間線量を測り、派遣するボランティアの年齢・性別等により派遣地を検討する必要があったこと。
- 全国各地への県外避難者への対応は、緊急性を要するものばかりであったが(発災直後)、初期の段階ではどうぶつ救援本部の方針が定まっておらず、十分な対応ができなかったこと。また、どうぶつ救援本部も主体となって動くことが決まった時点では(9月頃)、夏休みが終わり、遠方の県外避難者の多くが地元に帰っていたため、支援情報を流しても県によっては、反応が全くない状況であり、タイムリーな支援が課題となったこと。

<今後、特に必要と考える点>

- 同行避難を現実的にするべく、平時における飼い主への適正飼養の普及啓発。
- 専門ボランティアの育成。
- 被災動物の保護・譲渡活動を可能とする恒久的な施設設置の必要性について、各自治 体へのさらなる啓発。
- どうぶつ救援本部内での災害救援活動に関するスキルアップ(見識の向上)と、被災地に派遣し、自治体等(現地動物救護本部)にアドバイスできる人材の育成。
- 過去の被災地救援活動の効果と課題の総括と記録・情報公開。
- 首都直下型震災に備えた、関東以外の地方拠点の設置。
- 評価委員会の報告を受け、課題の検討と解決をはかること。